

農業委員会

25. 農業委員会

I. 農業委員会の業務

1. 法令業務

農業委員による合議体の行政機関（行政委員会）として、農業委員会だけが専属的な権限として行うこととされる業務です。農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律に定められた規定に基づき、農地の権利移動についての許可や農地転用、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進など農地行政の業務を行っています。

2. 任意業務

農業委員会の専属的な業務（法令業務）ではありませんが、農業委員会が農業者の公的代表機関として農地の利用調整を中心に地域農業の振興を図っていくため、優良農地の確保、認定農業者の育成や農業経営の法人化、合理化などを進めています。また、農業一般に関する調査及び情報提供、農業及び農民に関する事項についての意見の公表、行政庁への建議又は諮問への答申なども農業委員会の大事な役割となっています。

II. 機 構

1. 農業委員会委員（農業委員・農地利用最適化推進委員）の構成

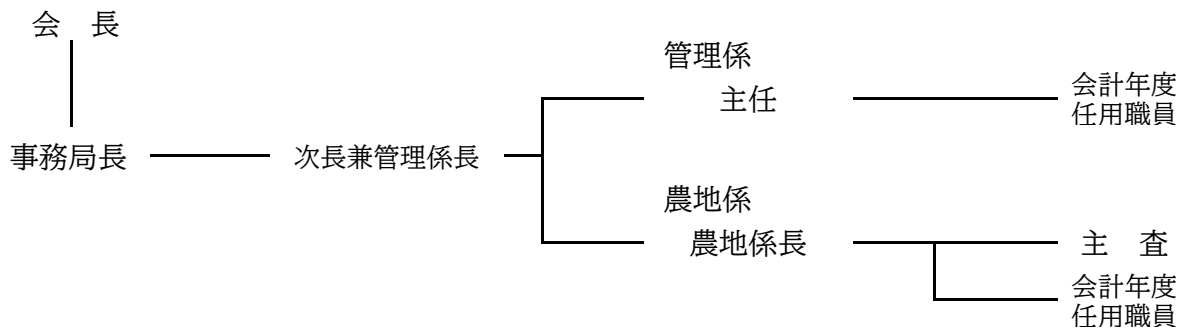
（令和3年6月1日現在）

I、農業委員	定数	実数
認定農業者	—	13
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	2
中立委員	—	1

II、農地利用最適化推進委員	定数	実数
宇和島地区	8	8
吉田地区	6	6
三間地区	4	4
津島地区	5	5
（うち女性）	（—）	（2）

※ 任期：令和2年11月1日～令和5年10月31日

2. 事務局の構成



※ 職員定数：10名 現員：5名 会計年度任用職員：2名

Ⅲ. 総会開催回数

区 分	開催回数
定 例 総 会	1 2 回
臨 時 総 会	1 回
合 計	1 3 回

(令和2年1月1日～令和2年12月31日実績)

Ⅳ. 農地等の事務処理件数

区 分		件 数
農地法第3条	所 有 権 移 転	87
	貸 借 権 設 定	86
	計	173
農地法第4条(自己転用)		12
農地法第5条(第三者)		42
農地法第18条第6項の規定による合意解約、使用貸借合意解約		125
農用地利用集積事業	所 有 権 移 転	26
	貸 借 権 設 定	443
	計	469
国有農地管理		43
国有農地小作料徴収		3
和解の仲介		0
農業者年金※	被 保 険 者 数	94
	受 給 権 者 数	563

(令和2年1月1日～令和2年12月31日実績)

(※農業者年金については、令和3年5月末現在)